

除染等の措置としての庭木等の伐採及び除去 に係る損失補償基準について

1. 本基準の目的

除染特別地域において、除染として庭木等（住居等、農用地及び住居等近隣の森林にある立木、芝等）の伐採・除去を行う際の損失補償の基準を定め、当該地域における除染の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図る。

2. 損失を補償する庭木等

次に掲げる（１）と（２）のいずれの場合においても、と の要件をともに満たす庭木等であれば、除染として伐採・除去し、その損失を補償する。

（１）学校等以外の場合

以下のいずれかに該当すること

ア 除染実施後の線量測定の結果、庭木等近傍の年間積算線量が依然として 20 ミリシーベルトを上回っている状況であって、当該庭木等に付着した放射性物質がその状況の要因の一つとなっていると認められるもの

イ おおむね年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超える地域内に存する庭木等であって、事故発生時点において繁茂していた葉の相当程度が、当該庭木等が存する市町村の特別地域内除染実施計画の期間終了時点においても当該庭木等に繁茂し続けている蓋然性が高い樹種であるもの（ウに掲げるものを除く。）

ウ 原則としておおむね年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超える地域内に存する建築物を枝葉で相当程度覆っている立木その他当該建築物に近接し、かつ、当該建築物の屋根の高さより樹高が高い立木であって、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の発生の際に繁茂していた葉の相当程度が、土壤等の除染等の措置を実施する時点においてもなお繁茂しているもの

防風、防雪、治山等の効用を有している庭木等の場合、当該庭木等を伐採・除去することによりその効用が失われる又は著しく減少するものでないこと

(2) 学校等の場合

除染実施後の線量測定の結果、庭木等近傍の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の状況であって、当該庭木等に付着した放射性物質がその状況の要因の一つとなっていると認められるものであること

防風、防雪、治山等の効用を有している庭木等の場合、当該庭木等を伐採・除去することによりその効用が失われる又は著しく減少するものでないこと

【参考】落葉樹と常緑樹について

■ 落葉樹

落葉樹については、原子力発電所の事故に伴う放射性セシウムの放出が集中した、平成23年3月時点において新葉が展開していなかったことから、放射性物質の大部分は立木周辺の落葉等の堆積物に付着している傾向にある。

このため、落葉樹に係る除染の方法としては、当該立木の存する土地に係る除染の実施と併せて当該立木周辺における落葉等の堆積物を除去することを基本とするものとする。

■ 常緑樹

スギやヒノキ等の常緑樹については、落葉樹と比較して、放射性セシウムが葉に付着している割合が高い傾向にある。

また、常緑樹は3～4年かけて落葉するのが一般的である。

このため、常緑樹については、特別地域内除染実施計画の期間の最終年度以前に落葉等の堆積物の除去を一度行った立木であっても、その後において放射性セシウムが付着した葉が落葉するため、計画期間の最終年度において再度落葉等の堆積物の除去を行うこととする。

3. 伐採・除去した庭木等の補償

2. に該当し、伐採・除去した庭木等については、当該庭木等の所有者に対して、金銭をもって補償するものとする。補償額の算定方法は、次のとおり。

伐採する庭木等（立木のみ）

補償額 = 樹種や樹高等に応じた市場取引価格等（植栽費を含む。）
+ 根株の除去に要する費用相当額

ただし、これらの額は、上記ウに該当するときは、補償対象庭木等が近接する建築物等に対する土壌等の除染等の措置に必要な額を超えないものとする。

除去する庭木等（立木、芝等）

補償額 = 樹種や樹高等に応じた市場取引価格等（植栽費を含む。）

除去とは、根株を含めて立木を土地から取り除くことをいう。

【参考】芝の除染について

芝のサッチ層付近とごく表層の土壌部分に放射性セシウムが付着・堆積している割合が高い傾向にある。また、当該部分の除去を行っても、芝の再生能力を保持することは可能である。このため、芝に係る除染の方法としては、芝が再生可能な範囲で、当該部分を薄く剥ぎ取る方法を基本とする。